

酒類を提供される飲食店等の皆様へ

～ 「M・A・S・Kを含む感染防止対策取組書」等の掲示について ～

令和3年6月21日以降、飲食店等において酒類を提供する場合、感染防止対策基本4項目である「M・A・S・Kを含む「感染防止対策取組書」の掲示」を条件のひとつとしています。その具体的な掲示方法は次のとおりです。

「マスク飲食実施店」の店舗は

「マスク飲食実施店認証書」が掲示されていれば結構です

○ 「マスク飲食実施店」認証制度について

→ 詳しくは「[マスク飲食実施店](#)」認証制度のご案内 をご覧ください

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル → ☎ 0570-056774

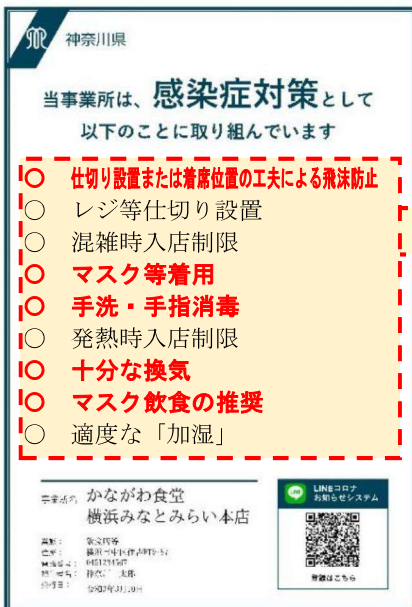
「音声案内」が流れたら2「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択



「マスク飲食実施店」以外の店舗は

次により「M・A・S・Kを含む「感染防止対策取組書の掲示」が必要です。なお、後日、「感染防止対策取組書」の掲示内容が実施されているか、県が確認に伺います。

【感染防止対策取組書】



取組遵守項目に「M・A・S・K」に関する記載があることが必要です。

M (適切なマスク着用)

○ マスク等着用 ○ マスク飲食の推奨

A (アルコールによる手指消毒)

○ 手洗・手指消毒

S (遮蔽物、アクリル板等の設置)

○ 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止

K (換気、距離 (座席間隔の確保))

○ 十分な換気

○ 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止

取組書は掲示しているが
一部の項目の記載がない飲食店等は

取組書の登録・掲示がない
飲食店等は

「感染防止対策取組書」の登録
が必要です

次のいずれかの方法で項目を追加してください
(追加する項目を新たに遵守いただくことが前提です)

○ 取組書の取組遵守項目の追加登録をして
新たな取組書を掲示する

または

○ 取組書に手書きで項目を追記する

「感染防止対策取組書」の登録・追加登録方法

○ 県のホームページから登録いただけます

→ 詳しくは[感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム](#)をご覧ください

○ パソコン・スマートフォン、プリンターをお持ちでない方は、

電話による代行入力も受け付けています → ☎ 045-285-1024